

**『銀行業務検定試験 公式テキスト 相続アドバイザー3級
2019年10月・2020年3月受験用』
追加情報**

標記書籍におきまして、追加情報として下記のとおりお知らせいたします。

この追加情報は、『公式テキスト相続アドバイザー3級2019年10月・2020年3月受験用』をお持ちの方が、2020年10月（147回）受験時にご利用いただくにあたり、主な民法の改正内容をお知らせするものです。

記

◆8頁最終行 以下の文章を補足追加する

実親との親子関係を断ち切って養親と新たな親子関係を生じさせる「特別養子縁組」において、養子となる者の年齢の上限が、原則6歳未満から原則15歳未満に引き上げられた（民法817条の5）。

◆106頁12行目 以下の文章を補足追加する

改正法では、「債権の準占有者」は「受領権者としての外観を有する者」に改称されている。

◆166頁10行目 以下の文章を補足追加する

これまで明文化されていなかった債務引受の定義、成立要件、効果などが法令上明文化され、「重疊的債務引受」が「併存的債務引受」に改称された。

◆167頁下から7行目 以下の文章を補足追加する

これまで「絶対的効力」とされていた履行の請求が、「相対的効力」に変更された。

◆168頁2行目 以下の文章を補足追加する

「免責的債務引受」においては、債権者と引受人との間で締結する場合は、債権者が債務者に契約成立を通知した時に効力が生じると規定され、債務者と引受人との間で締結する場合は、債権者が引受人に承諾した時に効力が生じると規定された（民法472条）。

◆202 頁 2 行目 以下の文章を補足追加する

改正法では、旧法の証券的債権（指図債権や無記名債権）の規定が削除され、「指名債権」との用語は使用する必要がなくなり、「債権」とされている。

◆206 頁下から 5 行目 以下の文章を修正する

（誤）保証債務は新債務者に対して → （正）保証人は新債権者に対して

◆215 頁 2 行目 以下の文章を補足追加する

消滅時効における期間と時効の完成を妨げる事由が整備され、「時効の中断」は「時効の更新」に、「時効の停止」は「時効の完成猶予」に改称された。

◆220 頁下から 5 行目 以下の文章を補足追加する

「個人根保証契約」という新たな概念が設けられ、「個人貸金等根保証契約（従来の貸金等根保証契約）」が規定された。保証人が法人でない根保証契約を個人根保証契約とし（民法 465 条の 2 第 1 項）、極度額を定めなければ効力を生じないものとされた（民法 465 条の 2 第 2 項）。

以上